

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第16条第1項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成26年3月13日

仙台市長 奥山 恵美子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市太白区鉤取本町一丁目1番6号

氏名 阿部善産業株式会社 代表取締役社長 葉山 和政

2 開発事業の名称及び目的

名称 坪沼岩石採取事業

目的 既存事業区域を拡大し、震災復旧、復興工事の土木建築用等各方面に用途を有する重要な地下資源である岩石を有効に開発供給するため

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市太白区坪沼字滝の原5番1地内 他9筆

仙台市太白区坪沼字寄戸沢1番1地内 他31筆

仙台市太白区坪沼字北原33番3地内

面積 288,394m²

4 意見の内容

(1) 条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。